



箱根町記者発表資料

災害時等における避難所開設の協力に関する覚書の締結について

町内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、町から宿泊施設に対して避難所の開設を依頼することができるよう、箱根町温泉旅館ホテル協同組合に所属する旅館・ホテルと町との間で覚書を交わします。

この覚書は、昨年10月に箱根町温泉旅館ホテル協同組合と締結しました「災害時における箱根温泉旅館ホテル協同組合との包括的連携協力に関する協定」に基づき、箱根町温泉旅館ホテル協同組合に協力をいただき、組合に所属する旅館・ホテルと、高齢者など「要配慮者」への2次避難所として開設協力の協議をすすめてきたものです。今回の締結により、町と覚書を締結する施設は13施設になります。

1 対象となる宿泊施設

箱根パークス吉野
かつぱ天国
ホテル南風荘
湯本富士屋ホテル
吉池旅館
大和館

2 覚書の締結時期

令和7年11月25日（火）13時30分から14時

3 場所

箱根町役場 分庁舎4階 第6・7会議室

4 その他

記者の皆様からの質問は締結式終了後、同室において担当がお受けします。

照会先

箱根町総務部総務防災課 危機管理官

電話0460-85-9562

E-mail bousai@town.hakone.kanagawa.jp